富田林市教育委員会要綱第１号

富田林市文化芸術振興ビジョン策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　富田林市文化芸術振興ビジョンの策定等について検討を行うため、富田林市文化芸術振興ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

　（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

（１）　富田林市文化芸術振興ビジョンの策定に関する事項

（２）　前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員１０人以内で組織する。

２　前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（１）　市民

（２）　学識経験を有する者

（３）　関係団体を代表する者

（４）　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条 委員の任期は、委嘱の日から２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

５　委員長がやむを得ない事情があると認める場合は、文書その他の方法による持ち回りの会議を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、文化振興担当課に置く。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（招集の特例）

２　第６条第１項の規定にかかわらず、最初に行われる委員会の招集は、教育長が行う。